

西パ健発第 17A1106 号
平成 29 年 11 月 10 日

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理 事 長 三 木 秀 一

情報連携の本格運用開始に向けた添付書類の取扱いについて

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では、平成 29 年 7 月 18 日より、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)」に基づき、マイナンバーを利用した情報連携業務を試行的に実施しております。

先般、厚生労働省より試行運用期間を終了し、平成 29 年 11 月 13 日から本格運用へと移行する旨の通知がありました。

当健康保険組合からの平成 29 年 6 月 12 日(西パ健発第 17A0605 号)付のご案内におきましては、3 ヶ月間の試行運用期間後の本格運用から、当健康保険組合が行う被扶養者の認定事務等については、収入証明書等の添付書類を省略させていただく予定としておりました。

しかし、試行運用期間中に、当健康保険組合から市町村へ収入情報等を照会した際、当健康保険組合が必要とする収入情報等が得られないなどの課題が見つかり、適正な扶養認定等の事務手続きができないことがわかりました。

つきましては、被扶養者の認定事務等で必要な収入証明書等については、確認された課題が解消される平成 30 年 6 月(予定)まで、従来どおり収入証明書等を添付していただくことになりましたので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。